

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第40号

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(防疫等作業手当)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる場合 作業に従事した日1日につき360円</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例)</p> <p>9 第7条の規定にかかわらず、職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）</u>の患者若しくはその疑いのある者がいる医療機関若しくは宿泊施設のうち人事委員会規則で定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に</p>	<p>(防疫等作業手当)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる場合 作業に従事した日1日につき360円<u>（その作業が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例)</p> <p>9 第7条の規定にかかわらず、職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）</u>の患者若しくはその疑いのある者がいる医療機関若しくは宿泊施設のうち人事委員会規則で定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロ</p>

接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)の防疫等作業手当を支給する。

新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)の防疫等作業手当を支給する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項第1号の規定は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例第7条第2項第1号の規定を適用する場合には、改正前の静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された防疫等作業手当は、改正後の条例の規定による防疫等作業手当の内払とみなす。